

## 介護のための休業

### 【質問】

先日、夫が交通事故に遭い入院することになりました。幸い意識もはっきりしており安心しましたが、骨折しており検査も含めて1か月の入院が必要となりました。介護のために休む必要があります。私は今の職場に勤めてまだ2年なので有給休暇は11日しかありません。それ以降に休ませてもらえるか不安です。

### 【答え】

育児・介護休業法による介護休業とは、要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母と、労働者が同居し扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫）を介護するための休業をいいます。

介護休業の取得が出来るのは、要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者です（日々雇用は除く）。1年契約などの期間雇用者の場合、次の要件を満たせば取得できます。

1. 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
2. 介護休業開始予定日から93日を経過する日以降も引続き雇用されることが見込まれること
3. 93日を経過する日から1年を経過する日までの間に労働契約期間が満了し、契約更新がないことがあきらかでないこと

事業主は要件を満たした労働者の介護休業の申し出を拒むことはできません。就業規則の規定を確認し会社へ介護休業の申し出をしましょう。ただし、雇用期間が1年未満、週の所定労働日数が2日以下の労働者等について、介護休業の対象外とする労使協定がある場合は事業主は介護休業の申し出を拒むことができます。

介護休業期間は、対象家族1人につき通算93日です。この休業期間の賃金について法律には、特に定めがありません。休業期間の賃金の支払いの有無は会社の就業規則等で確認してみましょう。雇用保険の被保険者が介護休業を取得した場合、賃金補償として雇用保険から介護休業給付金（休業開始時賃金の40%相当額）が支給されます。

また、介護休業とは別に介護休暇があります。要介護状態の対象家族の世話のための休暇で、1年度において5日を限度として取得できます。労使協定に対象外の規定（雇用期間が6か月未満の労働者等）がある場合があるので確認が必要です。

### 【ワンポイントアドバイス】

- 介護休業が取得できる労働者であれば、会社に申し出をすること。
- 介護休業給付金は40%相当額の賃金補償。支給申請や問い合わせはハローワークへ。
- 介護休業中の有給無給は会社に確認。